

東北地方年金記録訂正審議会（第1回総会）

日時：平成27年4月17日（金）10：00～

会場：花京院スクエア16階 東北厚生局会議室

○事務局（五十嵐課長補佐）

皆さま、本日はお忙しい中、東北地方年金記録訂正審議会第1回総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、東北地方年金記録訂正審議会第1回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言については、議事録作成の都合上録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。

わたくしは、本日の司会を務めます、事務局の五十嵐です。よろしく願いいたします。会長選出までの間、暫時議事の進行をさせていただきます。

まず始めに、東北地方年金記録訂正審議会委員の任命通知を交付すべきところですが、時間の都合上あらかじめ机上に用意しております。ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。座席表、議事次第に続きまして、資料1：東北地方年金記録訂正審議会 委員名簿、資料2：東北地方年金記録訂正審議会（概要）、資料3：議題1 会長の選任について、資料4：地方年金記録訂正審議会規則、資料5：議題2 東北地方年金記録訂正審議会規則（案）について、資料6：議題3 会長代行並びに部会に属するべき委員及び部会長の指名について、こちらのペーパーをご用意してございます。

その他に黄色のファイルで参考資料としてお手元にご用意しておりますが、根拠となる法令等を抜粋した資料として用意しました。こちらにつきましては今後、各部会において事案を審議する際にご使用いただくこととなりますので、また、お名前の方を背表紙に入れてございます。こちらにつきましては大変申し訳ございませんが本日はお持ち帰りできない資料となりますので、ご了解いただきたいと思います。

資料等に不足はございませんでしょうか。それでは、東北地方年金記録訂正審議会の委員に任命させていただきました皆さまをご紹介します。お手元に配布しております「資料1 東北地方年金記録訂正審議会 委員名簿」をご覧ください。

委員の皆さまの所属と役職などは名簿に記載がございますので、恐縮でございますが五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

穴澤委員でございます。

○穴澤委員

穴澤です。

○事務局（五十嵐課長補佐）

太田委員でございます。

○太田委員

はい、太田です。

○事務局（五十嵐課長補佐）

大滝委員でございます。

○大滝委員

はい、大滝でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

門協委員でございます。

○門協委員

門協と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

小磯委員でございます。

○小磯委員

小磯と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

香高委員でございます。

○香高委員

香高です。よろしくお願ひします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

佐久間委員でございます。

○佐久間委員

佐久間です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

佐々木委員でございます。

- 佐々木委員
佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

- 事務局（五十嵐課長補佐）
佐瀬委員でございます。

- 佐瀬委員
佐瀬と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局（五十嵐課長補佐）
鈴木委員ですが、本日はご都合によりご欠席でございます。
高木委員でございます。

- 高木委員
高木です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（五十嵐課長補佐）
竹村委員でございます。

- 竹村委員
竹村です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（五十嵐課長補佐）
千葉委員でございます。

- 千葉委員
はい、千葉です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（五十嵐課長補佐）
根本委員でございます。

- 根本委員
根本です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（五十嵐課長補佐）
野村委員でございます。

○野村委員

野村です。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（五十嵐課長補佐）

平山委員でございます。

○平山委員

平山でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

三上委員でございます。

○三上委員

三上でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

以上、東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は、17名でございます。なお、本日は16名の委員の皆さまにご出席いただいております。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。東北厚生局長の宮本でございます。

○事務局（宮本局長）

宮本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

年金管理官の鈴木でございます。

○事務局（鈴木管理官）

鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

年金審査課長の早坂でございます。

○事務局（早坂課長）

早坂と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

年金審査課の課長補佐、佐藤でございます。

○事務局（佐藤課長補佐）

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

年金審査課主任年金記録調査官の只野でございます。

○事務局（只野調査官）

只野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（五十嵐課長補佐）

そして、先ほども申し上げましたが、私、本日司会を務めます課長補佐の五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、東北厚生局長の宮本より、ご挨拶申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮本局長）

皆さま、今回色々と大変な業務ではございますけれども、東北地方年金記録訂正審議会の委員のご就任をご承諾いただきまして誠にありがとうございます。顧みますと、世間的にかなり昔の話になってしまったような感がございますが、5,000万件の宙に浮いた年金記録ということが社会的に問題になって、当時の厚生労働省、社会保険庁において様々な改革は行ったつもりではありましたけれども、しかしながら国民の皆さまにまだご納得いただくことができなくて、政府の中で成果をあげることで総務省さんにも、実はこの時にご協力をお願いいたしまして、こういった当時のあっせんを行っていただく委員会を当時立ち上げ、国民の皆さまからご納得いただけるような機会を提供するというをやってきたわけでございます。この作業につきましては、大変新しい作業と、判断を当時の皆さまにお願いいたしまして、なんとか本日までかなりの成果をあげてきたというように、私たちも考えております。この度、政府の中の様々な情勢から、総務省さんをお願いしていた業務については厚生労働省の責任ということで制度の改正が行われたわけでございまして、それに伴いまして、これまであっせん、非あっせんを行っていた第三者委員会の仕組みを厚生労働省の審議会の仕組みに改めたということでございます。あっせんを行っていただくという仕組みから審議会という仕組みに変わりましたことにより、そして若干その法律的な仕組みを審議していただく国会の場におきましては、これまでの第三者委員会の皆さま方の成果を引き続きこの新しい記録訂正審議会でも、引き継ぐようにとその考え方が、制度が変わったからといって大きく変わるということがないようにと強い要請を受けてい

ます。私どもも、厚生労働省におきましてもそのような国会からのご要請ですので当然、実現すべくまた当然ながら記録の訂正を、申立てをされる皆さま方から見れば政府の中の取り扱いが変わったからといっても事案の内容は同じものですから、政府の取り扱いが変わったからといっても大きな変更を国民の皆さまに強いるということはあるとは思っていません。ただ先ほど申したように仕組みがちょっと変わったことに伴って若干手続的な面ですとか、ものの考え方の変更というものが生じざるを得ないというところがございますけれど、なるべく国会の方針でいただいたようなご指摘、特にこれまで第三者委員会としてあつせん案を非常に膨大な件数を処理していただきましたその蓄積から得られた基本的な考え方といったものは、この審議会でも踏襲しなければならないと肝に銘じているところでございます。東北地方全体の中ではまだ年間 200 件あまり、もうちょっとあるかもしれませんが、申立てが毎年あると伺っておりますので、その審議会におきましてもまだしばらくの間そのぐらいの件数のものを先生方にご審議をお願いしなければならないとは思ってはおります。ただ先ほど申したような基本的な考え方に基きまして、この審議会での円滑なご審議に私どもは極力沿っていきたくと思っておりますので、引き続き第三者委員会からのご経験をお持ちの先生方と新しい先生方もいらっしゃいますけれども、そのような形になっていくことをご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

○事務局（五十嵐課長補佐）

ありがとうございました。続きまして、当審議会の概要についてご説明をした上、本日の会議の成立についてご報告したいと思います。

○事務局（早坂課長）

それでは、私早坂から、東北地方年金記録訂正審議会（概要）につきまして、ご説明させていただきますと思います。まず、資料 2 をご覧いただきたいと思っております。こちらに東北地方年金記録訂正審議会の概要ということで、必要な事項を記載させていただいております。今回審議していただく年金記録訂正は、厚生年金保険法 28 条の 2 及び国民年金保険法 14 条の 2 の規定によって行われることとなっております。年金記録の訂正事案のうち東北管内の年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案につきまして、審議会で審議していただくようになる予定でございます。この審議会の規則につきましては、今年の 4 月 10 日厚生労働省令で制定されております。1 ページの下の方に書いてあるとおり組織の定員でございますが、委員 30 名以内、それからこれは 2 条関係に載っております、東北地方年金記録訂正審議会は先ほど申し上げたように 17 名で立ち上げております。2 ページ目にまいりまして、②番目のところです。委員の任期は、4 条関係で 2 年となっておりますが、今回 1 年ごとにその半数を任命しております。今年の 4 月に立ち上げの為、継続性を考えて一斉に任期がくると、継続的なものが損なわれる可能性があるために皆さま方の任

期は、半数の方が2年、半数の方が1年となっております。委員の皆さま方は非常勤であり、職務上知り得た秘密は漏らしてはいけないことになっております。それから「審議会の会長を置き、」となっておりますけども、議題の1で、後ほど会長を選任していただく予定になっております。会長が決まりましたら、6条関係で部会長を会長から指名する予定になってございます。審議会あるいは委員等の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができないとなっておりますので、あとで人数、組織人数をもう一度確認して報告したいと思います。それから3ページの下のところには東北地方年金記録訂正審議会運営規則ということで、先程の規則の10条の関係で細かいことは、会長が審議会に諮って定めることになっておりますので、これも後ほど議題の中でご審議していただく予定となっております。4ページ目を見ていただきたいと思います。今回17名の委員を委員の皆さまに承諾していただきましたけれども、12名の方が総務省の第三者委員会から継続して委員を承諾していただいております。年金記録訂正審議会の大きな違いについてこのフロー図にて説明したいと思います。破線より上が今までの年金記録確認第三者委員会における請求手続きの関係でございます。最初に、申立人となっておりますが、その下の方が今度の訂正審議会の方になりますけれども、申立人ではなく今度は、請求者ということで訂正請求は今まで通り年金事務所で受け付けて、上の段では第三者委員会の方で、職員が調査等しましてそれから第三者委員会の先生方と一緒にあっせん案をつくって総務大臣にあっせんかあるいは非あっせんかということで厚生労働大臣の方にあげておりましたが、年金記録訂正審議会では訂正請求をあげる年金事務所の受付は同じでございますけども、真ん中に地方厚生支局長となっております。実際は私も東北厚生局の年金審査課が調査を担当することになります。ここで調査をし、④としまして、年金記録訂正審議会の先生の皆さまに諮問し、審議会の中で訂正の可否を決定にかかる審議をしていただくことになっております。白い矢印のところは審査基準等とございますが、この審査基準につきましては総務省で行っておりました、第三者委員会で蓄積されましたデータベースのノウハウを元に作成して厚生労働大臣が策定しております。それで決まったものを、ご本人に訂正あるいは不訂正決定通知ということで⑥番で本人に通知しますけども、第三者委員会のときはここまでで終わりでした。しかし、今度の年金記録訂正審議会の場合はですね、これが東北厚生局長の処分通知となりますので⑦番の行政不服審査法に基づく審査請求の上級官庁扱いになります。厚生労働大臣に対して不服がある場合は審査請求ができることになっております。それが裁決された後それでも不服という場合は、訴訟を提起することもできますし、審査請求をせずに直接司法へ提訴することも可能となっております。先ほどからご説明しました通り、今回の年金記録確認第三者委員会と地方年金記録訂正審議会の大きな違いは3つございまして、まず1つ目としましては、年金記録訂正の請求権を、法律化をいたしました。2番目としましては民間有識者からなる合議体の審議によって厚生労働大臣ここは権限委任されて東北の場合は東北厚生局長が訂正決定を行って行政処分となります。3番目として決定に不服がある場合は先ほど申し上げたように審査請求あるいは訴訟も提

起できるということになりました。ただ訴訟等によりましてですね、委員の先生方が直接、責任を負うのではなくて、処分庁である厚生労働大臣、ただ東北厚生局の場合は権限委任を受けた厚生局長が責任を負うということになりますので、そこは委員の皆さま方が責任をもつということはないのでご報告しておきます。最後に先ほど司会の方から言われましたように、本日の会議は、委員総数 17 名に対しまして、16 名の委員の方にご出席いただいております。これは地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題 1】

会長選任について

○事務局（五十嵐課長補佐）

はい、それでは、本日の議題に入らせていただきます。最初の議題は、会長の選任について、でございます。「資料 3 の議題 1 会長の選任について」のペーパーをご覧ください。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項、部会において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」と資料 3 の方に四角い枠でございますが、こういった規定がございます。なお、審議会の規則につきましては「資料 4」に全文が載っておりますのでご参照いただきたいと思います。ここで「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○竹村委員

はい。

○事務局（五十嵐課長補佐）

お願いいたします。

○竹村委員

竹村ですが、穴澤前委員長が第三者委員会委員長から引き続き委員になられたものからやはりこのまま継続してお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（五十嵐課長補佐）

只今、竹村委員から、「穴澤委員に委員長をお願いしてはいかがか」というようなご発言がありましたが、他の委員の皆さまいかがでしょうか。

○千葉委員

異議なし。

○事務局（五十嵐課長補佐）

「ご異議なし」ということで、穴澤委員にお願いしたいと思います。穴澤委員、お願いいたします。

恐れ入りますが、穴澤委員には、会長席にお移りいただきまして、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○穴澤会長

穴澤でございます。一言ご挨拶を申し上げます。不肖私ではございますが、第三者委員会の時の経験を生かして今後も努めて参りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（五十嵐課長補佐）

ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行は、穴澤会長にお願いいたします。

【議題2】

東北地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について

○穴澤会長

それでは、2番目の議題に入ります。「東北地方年金記録訂正審議会運営規則（案）について」の審議を行いたいと思います。地方年金記録訂正審議会規則第10条の規定では、「議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」となっています。それについて事務局の方から、ご説明します。

○事務局（早坂課長）

1条に主旨が書いてございます。2条の今回重要なところからご説明していきたいと思っております。2条、審議会は、会長が招集するとなっておりますが今回は、第1回ということで会長が決まらなかった為に東北厚生局が開催案内を出しております。次回からは審議会は会長が招集するということになります。3条で会議の議事でございますが、会長は議長として審議会の審議を運営するという事で先ほどから会長に審議をお願いしております。部会は第三者委員会の時は3部会でしたが、審議会の下に4以内の部会を置くことができるということで4つの部会を設置する予定でございます。次に2ページ目でございます。諮問の付議ということですね。今まではあっせん等で行ってりましたが、今度の訂正審議会の方は諮問という形で東北厚生局長から審議会の方に諮問することとな

っておりますので、諮問を受けた場合は、会長がその部会に割り振りをするようになっております。6条で議決ということで会長の同意を得まして部会の議決を審議会の議決とするということになっております。8条でございますが、委員の除斥です。地方年金記録訂正審議会第7条第4項に規定する自己の利害に係る議事というのがございまして、その場合の具体的な例として5つあげられております。1つ目は、委員及び臨時委員会又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案の請求者であるとき。2つ目は、委員が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。3番目は、委員が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。それから4番目として委員がその配偶者若しくは配偶者であった者が当該請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき。最後に5つ目は、委員が当該事案につき特別な利害関係を有するとき。この5つが委員の除斥の規定となっております。それから9条でございますが、これは会議の公開ということで会議は通常非公開となります。ただし会長が必要と認めるときは、公開をすることができるとなっております。それから10条の口頭意見陳述でございますが、これは第三者委員会の時も口頭意見陳述は開催しておりました。続きまして、4ページ目です。11条では審議会が必要があるときは事業主等に対して説明聴取できるという規定がございます。それから12条に議事要旨等、今回の審議会の審議につきましては議事要旨を作成し公開するものとなっておりますので、東北厚生局のホームページで公開する予定となっております。13条審議会の答申。これは、書面をもってするものとなっておりますので、答申はすべて書面で行う予定でございます。それから15条でございますが、これは部会への適用をという読み替え規定でございます。16条でこの規則に定めるもののほか、審議会の事務手続きに関して必要な事項は会長が定めとなっております。

○穴澤会長

はい。只今の件について審議いたしますが、私の方からちょっと申し上げたいのがこの5条ですね、各部会に対する事案の配分ですが、配分するときにも部会長の意見を聞いて配分するんですか。そういう意味でしょうか。事務局の方で機械的に配分ということではないかと思うんですが。ただ色々な事情によって1部会なら1部会に配分できないとかね。2部会に配分できないという場合であればね、考えればいいのであって、これみると始めからもう各部会長の意見を聞いて配分すると、始めからここまでする必要はないような感じがするんですが。

○事務局（早坂課長）

はい。後で、諮問を付議する部会の決定につきましては、詳細をご説明したいと思います。この5条ではこういう形で規定しておりますけどもそれをもう少し細かくしたものがあとで資料としてお配りして、決めていただきたいというふうに考えております。

○太田委員

あのすみません。今の件、なぜこの表現を入れなければならないかという考え方があるかと思うんです。なぜこの項目というか文章が入ったんですか。その考え方を述べた方がよろしいんじゃないですか。事務局の方で。本省というか上で考える文章がこうなっているから入ったということですか。それとも何か規定があってこの部会長の意見を聞くということが入ったのですか。ということなんですけど。

○根本委員

請求事案の中では特に、その色んなものがあると思うのですね。ですから各部会に適した事案というものをその請求された事案の中身によって部会、どの部会が適するかという判断を中には出てくると思うのですよ。だから今、質問されている内容は事務局の方では答えにくいのではないかと、それでしたらあとはこれがあの運用でね、当然あり得ることですから中身はこのままでよろしいんじゃないかと私は思うのですよ。

○太田委員

ちょっと考え方だけ私の方で今読んだだけじゃわかりませんが、ここに入っているということは何かしら意味があって入っているわけですよね。その意味はなんですかということだけ確認して、ここからわかりましたとなるのか、やっぱりいらぬのかというふうになるかと思うんですけど、考え方がわからなければね、事務局で作った文章の考え方をそこだけ説明してもらった方がいいかと思うんですけど。

○竹村委員

いや、多分ですね私が思うに、この部会がなければこの文言が入らないと思うんですよ。

1つの委員会であれば。でも部会ができたから。そうすると組織上ですね、やはり委員長がその部会長、その部会の責任者である部会長と相談したり、審議した上でやらないといけないと、そのような感じがするわけですよね。形式的にもですよ。多分、そういう主旨だろうと思っているんですけど、どうなんですか。

○事務局（宮本局長）

1つにこれは厚生労働省の審議会として、通常より入れている文章でございます。先ほどご指摘ありましたように、会長が審議会を総理していただくこととなりますが、部会をつくりますと、その部会の運営ということで部会長に責任を分担していただくこととなりますので、審議会案件につきましてはこういう部会を作った時にまず、ご指摘いただきましたように部会の運営ということもありますので、部会長さんのご意見を聞くという、一応のルールを共通に入れるということになっておりますので、この東北厚生局の運営規則

におきましても、このような形で入れさせていただいておりますが、一方で他の局におきましても、全国で北海道から九州まで各局がありますが、そこにすべて入れるようにという本省からの指示はいただいております。ただ会長のすることはですね、具体的にその実態的にどう上手く実務上、動かしていくのかということになります。このことにつきましては今後、これまでのあっせんをいただきました第三者委員会でのやり方をなるべく通して、できるように工夫したいと思っております。それは後ほど担当課長の早坂の方からですねそのやり方につきまして、ご相談させていただきたいと思っております。

○穴澤会長

そうですか。そうすると規定としては、このように入れて事実上は第三者委員会と同じように事務局に委任してですね、事務局で適当に配分をするということではないのでしょうか、よろしいですね。先生方、規定としてはこれでよろしいですね。もう1点この6条で、この請求事案については会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。これはしかし第三者委員会ではやっていなかったようですね。これはどういう意味ですか。

○事務局（宮本局長）

これは審議会に私から諮問をさせていただくことになりますので、文章の相手方としましては穴澤会長あてに、実は諮問をさせていただくことになります。したがって、その審議会につきまして実態、実務は各部会にお願いするかもしれませんが、その答えはやっぱり会長名でお出ししていただくということになりますので、そのために形式上やはり、会長の同意をいただいたものをいただいた場合には、というような発議規定といいますか、部会が勝手に仕切るということではなくて、審議会としてのご意見としていただくことからこのような規定を入れております。ただ同意を得てという言い方をしておりますけれども、これは一つ一つの諮問について、1回1回同意をいただくことになるか。特段のことがなければもう同意があったものという形で部会長と会長の間でご相談いただいた結果があれば基本的には特段ご連絡いただく、事前にいただく必要はなく例えば、自動的にこういふことで報告してあるということで、同意があったということに処理するというのもやっただいていいのではないかと思いますので、その辺は1回1回会長に、ご報告した上で手続きを進めて審議会としての諮問をしていただくことになるのか、それとも特段問題ないということであれば進めていただいて、ただ場合によっては部会長の立場から会長に相談してもいいかなというふうになったときにはご相談いただくというような同意の取り方ということでよろしければ、差し支えないと思います。

○穴澤会長

そうですか。この資料4の厚生労働大臣と審議会規則ですね、規則の2ページの6条の

6. 審議会はその定めるところにより部会の議決をもって審議会の議決とするところというふうになってますね。だから部会で議決すれば審議会の議決になるのですから、何も会長の同意はいらないと思います。いかがですか。

○太田委員

地方審議会の規則とありますね。その7条に可否同数の時は、会長の決するところによるとなっていますね。最終的には審議会というのは会長があつて、会長が全部仕切るようになる。だからこう文言として先ほどの説明ですよ。だから建前上は会長がいて会長が決めていいですよ。最終的にはですよ。ですが、実際には部会長がいるわけですよ。その下に各4部会できるわけです。その4部会で審議するわけですが、こういう文章によって会長が決めることになっているからこのような記載をせざるを得なかったことではないかと思ったんですけど。

○根本委員

これはあの形式的なものですよね。

○事務局（宮本局長）

定めるところによりということですので、捉え方、どう捉えるかということになりますので、その時に全国的な統一なあり方としてこういうことでいいのではないかということので本省から示されたやり方がこういうふうにご提案したような運営規則のやり方になっております。

○根本委員

あの形式的なこれ読みますとね、形式的に一応会長に諮問をしてそれを部会におろして、部会で審議した結果を一応、会長通して出すような、回答は会長を介するようなこととなりますね。そこに当然暗黙の同意という行為が入ってくると思うんですよ。だからこの文言が入っても特に形式的な問題であつてここで論議するべき問題でもないんじゃないかと私思うんですよ。

○竹村委員

ただ思うのがですね、どちらの規則が上なのかという話になるわけですね。上位なのか。

○穴澤会長

この厚生労働大臣の方が上でしょ。

○竹村委員

上でしょう？それをうけて下というのが、我々が今やったやつをするわけですから、文言の表現が変わるといのはよくないんじゃないんですかね。同じような形にしないと別の解釈がでたらまずいと思うんで。本来最初の従う規則っていうのはさらに、具体的にその誤解しないように細かい説明をするのは規則をつくったからでしょ？だったらあそこで文言がこっちは審議会の議決とするとはっきり書いてあるんだから。

○穴澤会長

書いてあるからね。

○竹村委員

そこにできるって書けば違うんじゃないかと思うんですよね。

○事務局（宮本局長）

その定めるところによりでするので定めるところによりがこの運営規則6条に相当するということですからここはあの書き方。

○穴澤会長

そういう扱い。

○事務局（宮本局長）

定める運営規則の6条の方は定めるところで得たとありますので、定めるところによりと書いておかないとできなくなってしまうのですが、先ほど申しましたように会長の同意を得てというところは別に1回1回文章でチェックしろとは書いておりませんので、その上でやり方としては、色々な解釈論の中で動けばいいということで。例えば、先生方がご意見としまして、基本的には部会の決議は会長の元に出していいよというご意見がここで同意いただければこのような扱いをさせていただくことはできると思います。

○穴澤会長

じゃそういう扱いをするということで事案についていちいち会長の同意を得るわけではないということでこの場合これでよろしいですね。

○佐久間委員

すみません。包括的に資料4のですね、6条の6項ですか。その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。その定めるところというのはこちらの審議会では会長の同意を得ると、そういうふう理解することになるんですね。会

長が同意をしていちいち事案についてですね1部会の議決を全体の議決にしますよというのが初めて可能になるんですか。

○事務局（宮本局長）

規則の6条というのは定めるところにより部会の議決をもって審議会の議決とすることができるので、規則の方ですね。ですからその定めるところによりという定めがなければならない。この規定を裏から考えますと、部会の規定だけで審議会の議決とすることはできません。

○佐久間委員

規則で部会の議決を審議会での議決にするとすれば会長の同意がなくてできるという話にならないんですか。

○事務局（宮本局長）

この運営規則の方は、これは厚生労働省令で定められておりますのですべての審議会、東北厚生局は、これはまずこれに縛られておりますからそれによって、その元々の内容が規則6条6項でありますように、定めるところにより部会の議決とする、できるとなっておりますから、したがってその定めを作れということを示されているということになりますので、そこで資料5の運営規則の6条におきまして、審議会の場合定例的にいつも入れている文章なんですけども、このような形を一応定めるところによりとしまして、文章を作らせていただいた。これがあることによって部会長、部会の議決をもって、部会の議決で審議会の議決をすることができる。段取りを整える為、条文として入れていると。ただその具体的な運用につきましては先ほど会長のお話がありましたようにいちいち一つ一つにということではなくてある意味包括的に部会の議決をもって自動的にこっちでもいいんじゃないかと、それが同意だという解釈でこれまでと同じようなやり方をしたらいいんじゃないかというご指摘をいただいたものと受け止めております。

○佐久間委員

それから実際、包括同意みたいな形で付議すればまた今度、部会に向けてのそのまま審議会議決になると結果的には。

○事務局（宮本局長）

そうですね。

○佐久間委員

そういう話になるということですか。

○事務局（宮本局長）

はい。

○穴澤会長

いいですか。それで。運用は今まで通りで第三者委員会の時と同じということで良いということですね。

○事務局（宮本局長）

はい。なるべく第三者委員会当時のやり方に近いやり方をしたいと思っておりますが、審議会という形をとりますとそれからすべての厚生労働省全部の審議会と同じような手続き等を、体裁を整えるというのが法律的な要請としてありますので、そういう形は整えさせていただいたのがお手元の資料ということではございます。先ほど同意の前にどう考えるかという解釈の世界。どう受け止めるかによって見方に少し幅がありますので、それにつきましては会長からお話いただきましたように、前と同じようなやり方ができるように工夫をしようかと、その為の手続きといいますか、段取りにつきましては後ほどご説明させていただきたいと思っております。

○穴澤会長

その点はそれでよろしいということで。その他に何か審議会運営規則の案についてありますか。

なければ、議事録に対する署名ですね。12条の4にですね、よく見ると議事録には会長及び会長の指名する委員2名が署名するものとするとあります。

ここで署名人を決めたいと思います。それでは会長ですね、会長とその他太田委員と平山委員に任命して、今日の総会の議事録に2人ですね、ひとつ指名したいと思いますが、よろしいですね。

○太田委員

はい。わかりました。

【議題3】

会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○穴澤会長

次は議題の3番目、会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名についてとありますが、会長が決めるとなっているんですけど。それから部会長、部会長代理は各部会

で決めますが、部会長は会長が指名するとなっております。事務局で事前に準備した資料があれば、配ってください。

○事務局（早坂課長）

いや、まだ用意しておりません。

○事務局（鈴木管理官）

資料6までは、会長代行と委員、部会に属する委員の皆さまを会長が決定するという形となりますが、議題の3は会長のご意向を踏まえて決定したいと思いますので会長の意向を踏まえる案を検討するに至ってのお時間をいただけたらと思っております。

○穴澤会長

そういうことで、よろしいですね。

○竹村委員

はい。了解。

○穴澤会長

よろしいですね。時間が。

○事務局（宮本局長）

ここでちょっと会長と相談する時間を若干いただいて、その間他の委員の皆さまは休憩と。

○穴澤会長

では暫時休憩といたします。

～休憩～

○穴澤会長

それでは資料配付してください。各部の構成に関する資料を配付して下さい。

ただ今配付しましたようにですね、部会の構成をしたいと思っておりますので了承願います。いちいち読みませんからこの通りです。

部会長は、第1部会は私になりまして、第2部会は佐久間先生にお願いしたい。第3部会は佐々木先生にお願いしたい。第4部会は香高先生にお願いしたい。よろしいですね。会長代行は太田委員にお願いしたい。よろしいですね。ということで、部会長代行という

のがあるんですが、それは各部会で決めるとなっております。

○事務局（五十嵐課長補佐）

会長、会長代行にお席お移りいただきたいと思いますが、よろしいですか。会長代行の太田先生に会長代行席にお移りいただきたいと思います。

【議題4】

その他について

○穴澤会長

では議題3についてはそれでよろしいですね。それでは議題4、その他ですが、ここからは審議会の事務手続きや運営に関する意思決定に係るルールが含まれますので、非公開とします。

（非公開部分）

○穴澤会長（この行以下再度公開部分）

ほかにありませんね。では本日はこれにて終了致します。皆さま、ご苦労さまでした。

○事務局（早坂課長）

それでは、最後に一言ですね、当厚生局長からご挨拶致します。

○穴澤会長

失礼致しました。

○事務局（宮本局長）

いえいえ、無事、終わりましたありがとうございます。ちょっと、事務方もまだ少し慣れていないところがあって、少し戸惑うところもあつたりと、これからもこういうことはあると思いますが、これまでの経緯を尊重したいと思っておりますので、ぜひご指導いただければと思っています。

今後いろいろとお世話になります。よろしくお願い致します。

○穴澤会長

では、今日のご苦労様。

（了）